

堺市営繕工事における余裕期間制度事務取扱要領

(目的)

第1条 受注者の円滑な工事施工体制の確保や発注及び施工時期の平準化を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定する工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本市建築部が発注する予定価格400万円を超える営繕工事のうち、施工時期の平準化の効果が期待できる工事（債務負担行為を活用し、全体工期内に4月～6月が含まれる工事）として発注時に指定するものを対象とする。なお、対象となる工事については、件名に（余裕期間制度）と表記する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結日から実工期の始期日（着工日）の前日までの期間

余裕期間内は、

ア 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者をいう。）、監理技術者補佐、補助技術者、連絡員及び専門技術者を配置することを要しない。

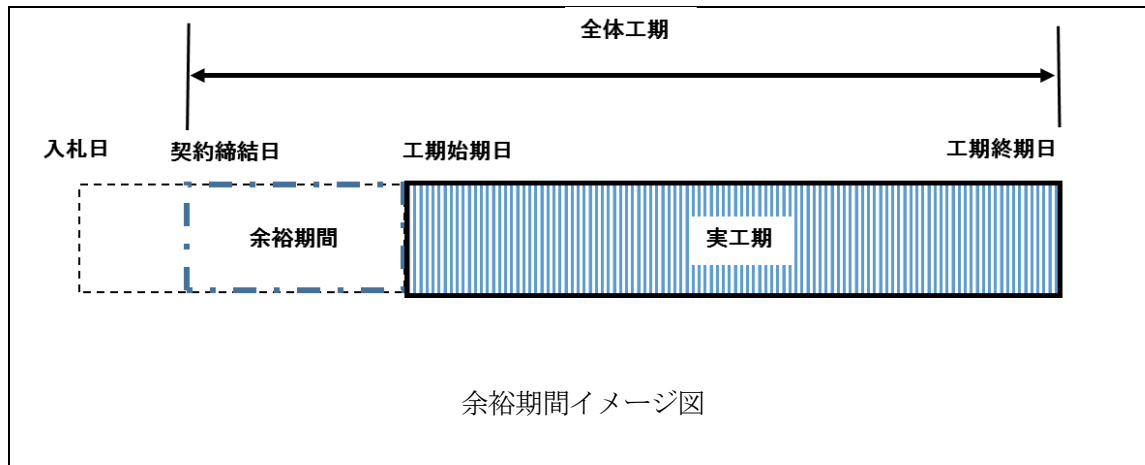
イ 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置、工場製作工等、工事の着手を行ってはならない。また、測量は現地作業が伴い、工事の着手に該当するため、実施できない。

(2) 工期（実工期）

実工期の始期日から実工期の終期日までの期間

(3) 全体工期

余裕期間と工期（実工期）を合わせた期間



(余裕期間制度の方式)

第4条 発注者が実工期の始期日及び実工期の終期日を指定する方式（発注者指定方式）とする。

(余裕期間の範囲)

第5条 余裕期間は、原則として4か月を超えない範囲で、発注者が設定するものとする。

(契約書へ記載する工期)

第6条 実工期の始期日から実工期の終期日までとする（余裕期間は含まない。）。

(前払金の取扱い)

第7条 余裕期間制度活用工事の前払金については、実工期の始期日以降に支払手続きを行うことができる。

(入札公告等への記載)

第8条 次の各号について入札公告又は特記仕様書等で示すこととする。

- (1) 余裕期間制度を活用した工事であること
 - (2) 実工期（実工事の始期日から実工期の終期日）
 - (3) 監理技術者等の専任期間及び現場管理等
 - (4) 前払金は実工期の始期日以降でなくては請求できないこと
- (積算関係の取扱いと経費の負担)

第9条 工事費の算定に当たっては、実工期を基本に算出するものとし、余裕期間を設定しても割増等を行わないものとする。

2 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第10条

(1) 契約保証の期間

契約締結日から実工期の終期日までとする（余裕期間を含む。）。

(2) CORINSに登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」

一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報従事期間」は、契約書に記載する工期（余裕期間を含まない。）とする。

(3) 発注時の事前調整

発注者は、発注の際、事前に契約部局と協議・調整を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後に公告する工事から適用する。